

1 令和6年度一時保育の利用申し込みについて

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

保護者の就労や、傷病・入院などにより一時的に保育が必要となった場合に、一定期間保育施設を利用することができます。

- 実施施設 町内各保育所および認定こども園
- 対象 ①～③のいずれかの理由で保育が必要な就学前の児童
 - ①保護者の労働・職業訓練・就学など
 - ②緊急一時的な理由(保護者の傷病・出産・事故など)
 - ③保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の解消

- 利用期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 受け付け期間 3月1日(金)から随時
- 受け付け場所 利用を希望する各施設(つくも保育所はこども課)
 - ※利用料、提出書類などについては各施設に問い合わせてください。
 - ※各施設の入所状況などにより、利用できない場合があります。

2 給付金のお知らせ

問 新たな経済に向けた給付金窓口(社会福祉課) ☎823-7433

物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、次の給付金を支給しています。対象と思われる世帯には、海田町から3月中旬ごろまでに案内が届きます。

①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円追加給付・令和5年度住民税均等割非課税世帯)

- 対象世帯 令和5年12月1日(金)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯
- 給付額 1世帯につき7万円
- 申請期限 5月31日(金)まで(申請期限を3月15日(金)から延長しました)
 - ※対象者には、令和5年12月27日(水)から支給を開始しています。

②低所得者支援及び定額減税補足給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)

- 対象世帯 令和5年12月1日(金)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税所得割が非課税である世帯(①の対象世帯を除く)
- 給付額 1世帯につき10万円
- 申請期限 5月31日(金)まで

③低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)

- 対象世帯 ①②のうち、18歳以下の対象児童がいる世帯
- 対象児童
 - ・同一世帯に含まれる18歳以下の児童(平成17年4月2日から令和6年5月31日までに出生した者)
 - ・単身で寮に入っているなど、世帯は異なるが生計を同一にしている児童(平成17年4月2日から令和6年5月31日までに出生した者)
- 給付額 対象児童1人につき5万円
- 申請期限 5月31日(金)まで



※くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

3 4月以降の筋力向上トレーニングルームの利用について

問 長寿保険課(役場2階) ☎823-9609 FAX.823-9627

広報かいた2月号でお知らせしたとおり、より多くの人に福祉センターの筋力向上トレーニングルームを利用いただけるよう、機器を更新し、リニューアルします。

新トレーニング機器の利用開始時期

5月1日(水)からの利用開始予定です。
機器の入れ替え作業は、トレーニングルーム全体の改装作業と一緒に行いますので、次の期間、筋力向上トレーニングルームの利用ができません。
利用中止期間：4月1日(月)～4月末

利用方法について

利用者は、初回講習会の受講と利用登録をする必要があります。(ともに無料)
講習会は4月末より開催予定です。

新たに導入する機器

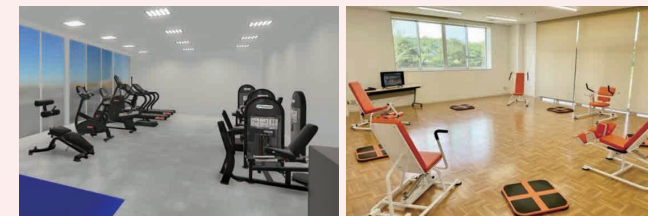
幅広い世代が気軽に体力維持や健康増進を楽しめるよう「トレーニングエリア」と「サーキットトレーニングエリア」を設けます。

トレーニングエリアには、人気の高い有酸素運動マシンや、上半身から下半身まで部位ごとに効率的に鍛えることのできる筋力トレーニングマシンを設置し、多様なトレーニングニーズに対応します。

サーキットトレーニングエリアは、DVDに合わせたステップ運動と油圧トレーニングを交互に行うラウンドフィットネス®を設置します。

さまざまなトレーニングの組み合わせにより、自分の体力に合わせた運動が可能です。

配置イメージ



利用再開日や講習会の日程などくわしくは、広報かいた4月号でお知らせします。
また、随時海田町ホームページへ掲載するので、確認してください。



4 引越しシーズンに伴い、住所変更などの手続きの受け付け時間を延長します

問 住民課(役場2階) ☎823-9205 FAX.823-9627

住所変更に伴う手続きなどのため役場窓口の受け付け時間を延長します。
手続きに必要な書類など不明な点は、事前に電話などで問い合わせてください。
なお、手続きの内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度来庁する必要がある場合もあります。また、住民異動に伴うその他の手続き(健康保険など)はできませんので、注意してください。

- 期間 3月28日(木)～4月2日(火) ※3月30日(土)を除く。
- 受け付け時間 平日：17時15分～19時、日曜日：8時30分～12時30分
- 延長して受け付けを行う窓口業務

取扱業務：

- ・住民異動(転入・転出・転居)届の受け付け
- ・各種証明書(住民票など)の発行
- ・印鑑登録の受け付け・印鑑登録証明書の発行
- ・マイナンバーカードの申請・交付
- ・旅券(パスポート)申請受け付け・交付

※印鑑登録は、写真付き本人確認書類(運転免許証など)が持参できない場合、即日登録はできません。
※旅券の申請受け付けは町内者に限ります。

- 場所 住民課